

「きれい」な大分の水環境を保全し次の世代に引き継ぐために

大分県生活排水対策基本方針

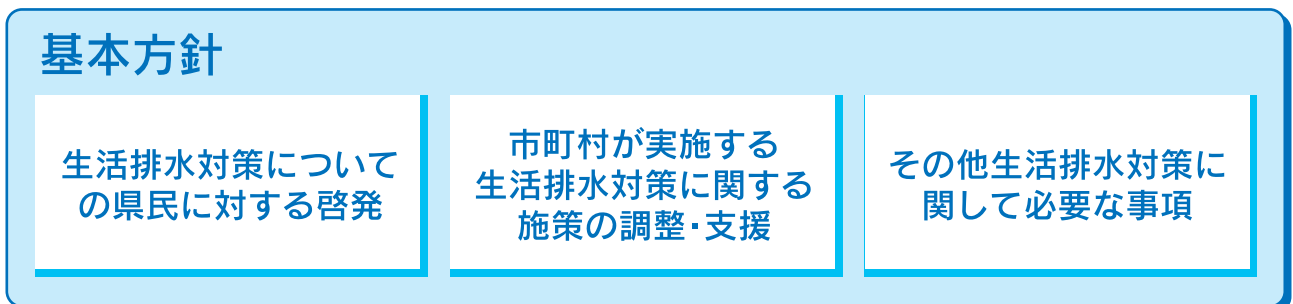
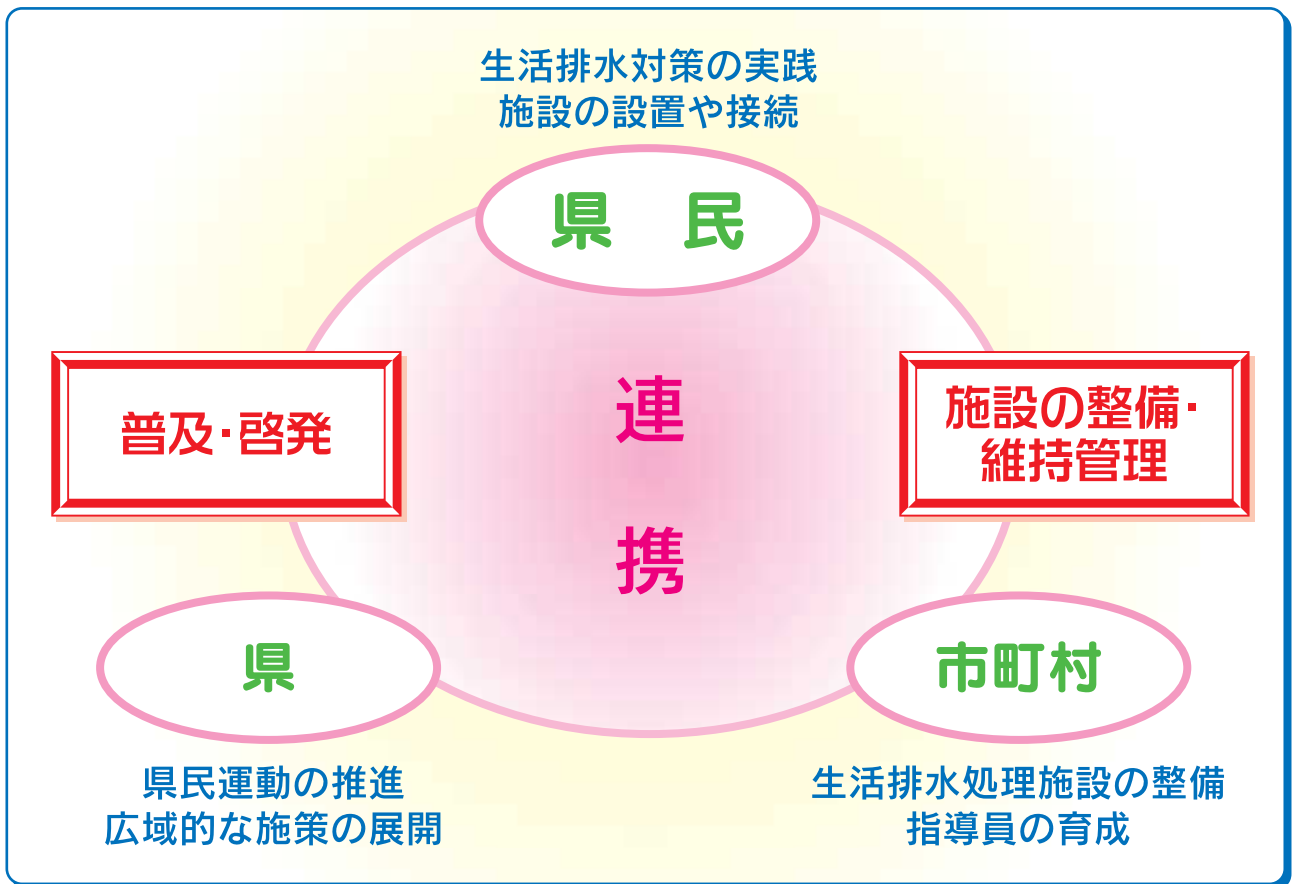


豊後大野市犬飼町 大野川どんこ釣り大会

平成17年4月
大 分 県

大分県生活排水対策基本方針

「きれい」な水環境を保全し、次の世代に引き継ぐために



ごみゼロおおいた作戦の展開

大分県生活排水処理施設整備構想

「きれい」なおおいたの水環境の創造

大分県生活排水対策基本方針

本県では、恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承することを目的として、県民総参加の下、全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めるために「ごみゼロおおいた作戦」を展開しています。

水は、後世と共有する貴重な環境資源であり、私たちは、人の生活や自然の営みに必要な水量の確保や水質の浄化といった自然の水循環の恩恵を享受しています。

これらを継承しうるような政策の枠組みを構築し、環境保全上健全な水循環の確保という視点に立った施策展開を図ることが、今日の私たちの重要な課題となっています。

公共用水域における水質の汚濁は、工場等からの産業系排水に対する規制が強化され排水処理対策の進んだ今日、日常生活に起因する生活排水が水の汚れの大きな原因となっています。

この基本方針は、このような認識のもと、県民、市町村及び県が、適切な役割分担（別紙）のもとに連携し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項について定めるものです。

1 生活排水対策についての県民に対する啓発に関する事項

生活排水対策を実践する県民に対し、水環境保全及び水を大切に使用する意識の高揚並びに積極的な実践活動の促進を図るため、多様な啓発活動を展開する。

（１）県民運動の推進

ア ごみゼロおおいた作戦の展開

大分の川や海をきれいにするため、生活排水対策をごみゼロおおいた作戦の主要な施策の一つと位置づけ、キャンペーンの実施やごみゼロ隊の募集など、県民に理解と協力が得られるよう、県民、市町村及び県が一体となった各種実践行動を展開する。

イ 「生活排水きれい推進月間」の制定

公共用水域の生活排水による水質の汚濁を防止するため、9月10日の「下水道の日」から10月1日の「浄化槽の日」を含む10月10日までを「生活排水きれい推進月間」と定め、県民に対し、生活排水への関心を高める各種啓発活動を集中的に実施する。

（２）県民に対する啓発

ア 家庭及び地域での生活排水対策

生活排水は日常生活に起因し排出されることから、家庭における廃食用油の適正な処理等の実践や地域における水環境保全活動への取組みなど、県民一人ひとりが生活排水対策を実践できるよう、リーフレット等啓発資材を利用した普及・啓発を行う。

イ 下水道等整備地域における早期接続

下水道及び農業・漁業集落排水施設の供用が開始された場合には、事業効果を早期に発現するため、速やかに接続するよう普及・啓発を行う。

ウ 合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

下水道等が整備されていない地域においては、合併処理浄化槽を設置するよう普及・啓発を行う。

単独処理浄化槽は、トイレの水洗化を促進したものの、生活排水による汚濁を除去できないことから、合併処理浄化槽への転換が促進されるよう普及・啓発を行う。

エ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、適正な維持管理を行わなければ所期の性能が発揮できないことから、浄化槽管理者に対し、法定検査、保守点検及び清掃を実施するよう普及・啓発を行う。

オ 排水設備の適正な維持管理

汚水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管等の適正な維持管理を行うよう普及・啓発を行う。

(3) 生活排水対策関係法令の周知

生活排水対策に係る排出者の責務等が定められている法令を、広く県民に周知する。

ア 水質汚濁防止法

- ・第1条(目的)
- ・第14条の5(国民の責務)
- ・第14条の6(生活排水を排出する者の努力)

イ 浄化槽法

- ・第1条(目的)
- ・第3条及び第3条の2(浄化槽によるし尿処理等)
- ・第7条(設置後等の水質検査)
- ・第10条(浄化槽管理者の義務)
- ・第11条(定期検査)

ウ 下水道法

- ・第1条(目的)
- ・第10条(排水設備の設置等)
- ・第11条の3(水洗便所への改造義務等)

エ 大分県生活環境の保全等に関する条例

- ・第1条(目的)
- ・第54条(日常生活等に伴う水質汚濁の防止)
- ・第55条(生活排水の適正な処理)
- ・第56条(生活排水処理に係る施策の実施等)

2 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の支援や調整に関する事項

生活排水対策は、上流・中流・下流域の広域的な地域の連携のもとに施策を行うことが重要であることから、市町村が実施する生活排水対策のための施策の支援や調整を行う。

(1) 流域単位の広域にわたる施策の策定

下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を県内全域にわたり効率的かつ計画的に進めるため、市町村が地域の実情に応じて検討したエリア分けを基本に策定した「大分県生活排水処理施設整備構想」に基づき、流域を単位として生活排水処理施設の整備を推進するとともに、構想の進行管理を行い、必要に応じて構想の見直しを行う。

水質汚濁に係る環境基準達成のため、流域別下水道整備総合計画を策定し、各種施策を展開する。

生活排水処理施設から発生する污泥等の共同処理に関し、必要な計画を策定するとともに、各種施策を展開する。

(2) 市町村が実施する生活排水処理施設整備への支援・調整

生活排水処理施設の整備を行う市町村に対して、財政的な支援や調整を行うとともに、選択と集中の観点から、生活排水処理率の低い市町村に対する支援を強化する。

特に、浄化槽については、水質保全の観点から、維持管理が確実に実施される市町村設置型浄化槽の整備を推進する。

(3) 生活排水処理施設の維持管理に関する指導

市町村が行う生活排水処理施設の維持管理について、良好な処理水質が確保できるよう適正に指導を行うとともに、老朽化に伴う改築・更新について調整を行う。

3 その他生活排水対策に関し必要な事項

(1) 生活排水対策関係団体との連携

生活排水対策の推進には、県民、市町村及び県が一体となって施策を推進することが重要であるため、生活排水対策関係団体等との連携を強化する。

(2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供

県内及び全国で行われている効果的な生活排水対策の実践事例等の情報収集に努め、インターネットなどの広報媒体を利用して市町村及び県民に広く提供する。

(3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発

生活排水対策実践活動の効果測定のための水質調査や市町村の支援のための調査・研究及び処理技術の開発を行う。

県民・市町村・県の役割

区分	県民の役割	市町村の役割	県の役割
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭及び地域での生活排水対策の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水対策の普及・啓発 ● 生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民運動の推進等による生活排水対策の普及・啓発(1)
施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理施設への早期接続・設置 ● 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理施設の整備(2) ● 生活排水処理施設への接続の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水対策に係る広域にわたる施策の策定 ● 市町村等が実施する生活排水処理施設整備への支援・調整
施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽及び排水設備の適正な維持管理(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理施設の適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理施設の適正な維持管理の指導
その他			<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水対策に関する情報の収集及び提供 ● 生活排水対策に関する調査研究及び処理技術の開発

1 県民運動：ごみゼロおおいた作戦

大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承することを目的として、県民総参加のもと、全国に訪れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進める運動

2 生活排水処理施設

公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等）

3 排水設備

汚水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設

大分県生活排水処理施設整備構想

目標：平成24年度末生活排水処理率 **80.6%**

生活排水処理施設整備手法の概念図





県民運動の推進



ごみゼロおおいた作戦の展開

ごみゼロ隊「生活排水きれいにし隊」募集

生活排水きれい推進月間の制定

9/10~10/10

ごみゼロおおいた
「家庭の水50%きれい」キャンペーン
H17.10.1(土)

ごみゼロおおいた「下水道探検隊」
H17.9.10(土)

ごみゼロおおいた作戦とは・・・

大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県・市町村・事業所・県民の総参加のもと、全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進める運動です。

ごみゼロ隊とは・・・

「ごみゼロおおいた作戦」の趣旨に賛同し、「自分たちでできる環境保全の取り組み」や「地域がきれいになる取り組み」などを考えて、それぞれのペースで活動する県民組織です。

ご登録いただいたごみゼロ隊の皆様には、特に任務を課すことはありませんが、「ごみゼロおおいた作戦」で行う様々なキャンペーンを紹介しますので、楽しみながらご参加ください。

このパンフレットについての問い合わせ先

大分県土木建築部公園・生活排水課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL 097 - 536 - 1111 内線4666